

## 県営名古屋空港アンテナショップ「まるっと！あいち」における特産品の出展要領

県営名古屋空港アンテナショップ「まるっと！あいち」（以下「まるっと！あいち」という。）における特産品の取扱いは、以下の要領により実施する。

### 1 特産品等の選定基準

#### (1) 出展事業者

「まるっと！あいち」に特産品等を出展することができる者は、原則、商工会地区内の会員事業者（以下「会員」という。）とする。

#### (2) 特産品等の選定基準

「まるっと！あいち」に出展することができる特産品は、次の要件の全てを満たす特産品等とする。

- ① 商工会地域の資源・技術を活用した特産品等であること。
- ② 出展する事業者等が自己又は自己の名をもって生産・販売する特産品等であること。
- ③ 出展期間に継続して供給することができる特産品等であること。
- ④ 説明文等に誇大又は虚偽の記載がない特産品等であること。
- ⑤ 各種法令、条例等に違反しない特産品等であること。
- ⑥ 特許、実用新案等で係争中でない特産品等、あるいは係争の恐れがない特産品等であること。
- ⑦ 危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生のおそれのない特産品等であること。
- ⑧ 公序良俗に反しない特産品等であること。
- ⑨ ナショナルブランド（大規模小売店などで既に販売され全国的規模で販売されている）でないもの。
- ⑩ 見本展示のみの対応は不可。

### 2 出展の申請及び許可

#### (1) 出展の申請

「まるっと！あいち」に出展を希望する事業者等は、別紙様式により、愛知県内の商工会（以下「商工会」という。）及び愛知県商工会連合会（以下「県連」という。）を経由して「まるっと！あいち」の運営委託会社に申請するものとする。

#### (2) 出展の許可

「まるっと！あいち」は、事業者等から出展の申請があった場合、前記1の「特産品等の選定基準」に基づいて審査し、出展のご希望に副えない場合は、当該商工会に県連を経由してご連絡いたします。

### 3 出展前点検のお願い

出展を希望する事業者、および商品について、窓口商工会の担当者が前記1「特産品等の選定基準」に合致しているか、必ず出展前に精査してください。

### 4 「まるっと！あいち」における特産品等の取扱い

- (1) 「まるっと！あいち」の出展料は年額5,000円（税別）とする。（10月以降に新規出

展する場合は半額とする。)

(2) 特産品等は委託販売とし、発注・追加(修正)・在庫管理は運営委託会社が行い、委託販売手数料は売上金の10%とする。

(3) 売上金の送金

① 出展期間中の特産品等売上金の10%を差し引いた額を、事業者等の指定する金融機関に送金するものとする。振込手数料は原則として売上金の10%を差し引いた額から更に差し引くものとする。

② 送金時期は、売り上げた当月末日締め翌月25日払いとする。

(4) 試食、試飲用特産品の提供のお願い

食品を出展する事業者等は、来店者に試食、試飲をしてもらうためにも、なるべく試食品を1割程度提供することとする。

(5) 販売価格

特産品等の販売価格は、地元販売価格での上代設定を原則とする。また短期間での値上げ、容量減による実質値上げは、消費者の混乱を招くので行わないこと。

(6) 在庫の処理

賞味期限切れの特産品等は、返送することとする。

(7) 特産品の表示等

昨今、商品に係る表示や内容量について、非常に厳格な対応が必要とされている。「曖昧な表示」、「誇大な表示」、「薬事法に抵触する表示」、「原産国表示」、「製造年月日」、「賞味期限」、「消費期限」、「アレルギー起因物質表示」について、厳に留意すること。

(8) 特産品等の搬送費

発注・返送の搬送費は「まるっと!あいち」が負担する。

## 5 事業者等の費用負担義務

次に掲げる費用は、事業者等が負担するものとする。

- ① 事業者等の責に起因する事由により、施設、什器備品、出展特産品等に損害を与えた場合は、当該損害額に相当する費用。
- ② その他「まるっと!あいち」が事業者等が負担することが妥当であると認める費用。
- ③ 商品の品質等の不具合により、消費者、「まるっと!あいち」に損害を与えたとき。

## 6 出展の取消、および出展辞退勧告

「まるっと!あいち」は、事業者等が次に掲げる事由に該当するときは出展を取り消すことができる。

- ① 事業者等及び特産品等が本要領に違反したとき。
- ② 円滑な受注・納品がなされず、度々の欠品などにより、「まるっと!あいち」に損害を与えたとき。

## 7 損害賠償

事業者等は、前記6. に掲げる事由により出展の取消し、および出展辞退勧告を受けたときは、特産品等を返送する。

## 8 その他

本要領に定めのないもので、「まるっと！あいち」の出展等に関し必要な事項は、愛知県商工会連合会が別に協議する。